平成２１年（フ）第１０７５号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目19番27号
債務者　久保まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８０号
仙台市泉区虹の丘１丁目７番地の３
債務者　早瀬由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８１号
宮城県岩沼市栄町２丁目５番８―102号
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
仙台市青葉区宮町５丁目３番12号　淺井方
債務者　末永　真史
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０３号
仙台市青葉区上愛子字街道56番地の10
債務者　加藤めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
山梨県南アルプス市加賀美3352番地５
債務者　河東　優介
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
山梨県甲府市酒折１丁目５番19号
債務者　椙田　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3901番地８
債務者　齊藤　昭子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
山梨県甲斐市大下条1200番地６
債務者　市川　　寛
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
山梨県甲斐市大下条1200番地６
債務者　市川テル子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
山梨県甲斐市大下条1200番地６
債務者　市川　照美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１７号
京都市左京区上高野東氷室町10番地１
債務者　奥戸　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５４号
京都市西京区大枝中山町２番地366
債務者　山中　　司
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
広島県廿日市市大野中央５丁目４番５号
債務者　加藤　和江
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５６号
広島市中区吉島新町１丁目23番19―405号
債務者　西川　律子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９８号
広島県安芸郡府中町桜ヶ丘８番１号
債務者　栄井須美子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２５号
広島市中区十日市町１丁目１番18―303号
債務者　荒木ちあき
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２８号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目８番11号
債務者　仲村　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部